

# 会 議 録

## 1 会議名

令和5年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画進捗状況について（公開）
- (2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画(案)について（公開）

## 3 開催日時

令和6年2月22日（木）午後2時から3時45分

## 4 開催場所

市役所第一庁舎 401 会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 出席した者 氏名（敬称略）

- ・委 員：佐藤 秀子、山岸 実、青木 美由紀、風間 江美、齊藤 義憲、藤井 和子、清水 慎太郎、堀口 真智子、松本 明、白倉 由利枝、近藤 尚仁
- ・事 務 局：多文化共生課 太田課長、山本副課長、北山係長、中林主任
- ・関 係 課：広報対話課 太田副課長、交通政策課 木南副課長、市民安全課 岡田係長  
危機管理課 渡邊係長、地域政策課 白倉副課長、福祉課 橘副課長、  
地域医療推進課 渡邊副課長、高齢者支援課 橋本副課長、すこやかなく  
らし包括支援センター 佐藤上席保健師長、幼児保育課 田中係長、  
こども発達支援センター 村木センター長、健康づくり推進課 岩野上席  
保健師長、こども政策課 大島係長、産業政策課 廣川副課長、学校教育課  
加藤管理指導主事、池田係長

## 7 発言の内容

### 1 開会

### 2 挨拶（藤井会長）

### 3 議題

- (1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画進捗状況について（公開）

<資料No.1-1、1-2 について説明>

【佐藤委員】

資料No.1-1 の評価のところ、事業実施の有無はすぐに分かるが、目標達成状況の100%と80%の微妙な評価の違いはどのようなところか。

また、事業No.1「人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方の普及」は、まちづくり全体の基本で一番大切なところと捉えている。文面だけを見ると、ユニバーサルデザインに偏っているように見える。ユニバーサルデザインの考え方の中には「心のユニバーサルデザイン」があり、どのように市民に啓発しているのか。研修や広報上越以外に市民に対してプラスして周知できないか。

【多文化共生課 太田課長】

評価については、数字で評価するものは、はっきりA評価を付けることができる。そうではない場合は、担当課の思いとしては、100%は付けづらいところもあり、基準は曖昧になるが、数値で判断できないものは、80%の方に触れる場合もある。

事業No.1の啓発については、全小学校に行ければいいが、希望のあった学校に行っているのが現状である。教職員研修は、毎年教育委員会から協力をいただき行っている。また、今年度、広報上越の連載でユニバーサルデザインの周知を行ったが、周知については、なかなか進んでいないのが現状である。

第3次計画から第4次計画に変える際に、啓発が大切だということで、基本方針1「誰もが理解し合えるまちづくり」を追加し、第5次計画でも継承している。

見てもらうことと理解してもらうことではステップがあり、まずはいろいろな人に見ていただいて、これを繰り返していくことが大事だと考える。ヒントがあれば、皆さんからもご意見をいただきたい。

【青木委員】

事業実施がC評価であった地域政策課の事業で、C評価の原因が「周知方法がうまくいかなかった」、「届けたい人に届かなかった」ことが要因と分析されているが、具体的に新しい策を考えているのか。

また、目標達成状況がC評価であった多文化共生課の事業で、目標値は55%で結果が8.3%と乖離がある。高い目標設定だからこその結果だと思うが、55%の長期的な目標に向かうための年間の短期目標があれば聞かせてほしい。

【地域政策課 白倉副課長】

年度当初に町内会長や住民組織に文書を配って周知していたのみだったが、今年度新たに、集落づくり推進員を経由しての周知に取り組んだ。今後、こういった周知を継続するとともに、当課は業務上、地域の方と接する機会が多いため、そういった場面で事業の周知を行い、興味・関心のある方には、詳しくお話を伺うようにしたい。

【多文化共生課 北山係長】

事業No.79については、県から事務の移譲を受けて県の条例に基づいて事業を行っているため、目標値は県の目標値に合わせている。

上越市の過去の適合状況を見ると、令和3年度は26.3%、令和4年度は9.1%、今

年度は一桁台を推移している。調査対象施設は新規の建物で、既存の施設の改修は含まれていない。コンビニエンスストアは適合率が高い傾向にあるほか、適合すると県の補助が受けられることもあり、コスト面や施設の性格により状況は変わる。整備基準がいくつもあり、項目を全てクリアしないと「適合」にはならないため、厳しいものではあるが、各施設適合しない部分は人的対応などで工夫されている。

**【多文化共生課 太田課長】**

目標が高すぎることについては、我々も感じているところである。県の目標をそのまま使っているため、目標を下げたときに県がどういった反応を示すかを含めて、対応を考えたい。民間の施設ということで、適合項目が10としたら、8は満たすが、残りはコスト面でクリアできず、福祉のまちづくり条例上、未達成の1件にカウントされる。理念、意識的にはコストに負けているところもある。

**【松本委員】**

行政が建築業者等にアドバイスをするのはどのタイミングか。

**【多文化共生課 北山係長】**

市の建築住宅課が申請を受けて審査を行う。申請時の評価は自己評価で、担当課が適合状況を確認する。その時点で設計を変更される場合もあるが、そのまま着工する場合もある。

**【松本委員】**

設計変更だけでもお金がかかる。申請する前に何らかのアドバイスができる仕組みがないと設計の費用から変わってしまう。どういう施設が条件に合っていないのかを見て、解決策を図っていくこともできるのではないか。

**【多文化共生課 太田課長】**

年に1回建築士会上越支部の講習会でお話させてもらっている。何かを建てるときに建築士さんに頼む場合と建築会社に頼む場合があるが、その段階で施主さんに提案してもらえるように働きかけている。

**【齊藤委員】**

県の福祉のまちづくり条例の話は、最初に設計する段階で、該当の有無をお客さんに説明する。罰則規定がないため、全て守らなければいけない訳ではない。

多目的トイレなどは重視するが、点字ブロックが難しい。道路まで延ばさなくてはならないため、そこに費用がかかってしまう。そこまでの義務がないため、適合しない例が多い。コンビニエンスストアは競争されていると思うので、適合証を掲げたい、スーパーマーケットも意識のあるところはそうなる。

**【松本委員】**

私が数十年前にホテル建築に携わった際、建物の中の点字ブロックは、足の裏での感覚を考え、絨毯と石など違う素材を使い、点字ブロックの替わりにした。初めて来られた視覚障害の方には説明が必要であるが、費用は大きく変わらずにできる。

点字ブロックは、作らないよりは作ったほうがいいし、アイデアを施主さんに伝え  
ると、やってみようかということになる。また、補助金が出るとなれば、いろいろなメ  
リットが出てくると思うので、少しずつ変化するといい。

**【藤井会長】**

松本委員から具体的な情報があったが、情報を持っている人がどうやってほしい人  
に提供するか、伝達システムがないと意見が出て使わなくなってしまう。

**【齊藤委員】**

今言われたところでは対応できるが、大体は屋外の案件である。駐車場から道路まで歩  
道を用意できればいいが、それも難しい。点字ブロックを付けても除雪車に引っかかり、  
カートを利用する際は上手く動かない。ユニバーサルデザインを考えると、点字ブ  
ロックはみんなにやさしいのか。カートやベビーカーがスムーズに行くことができな  
い場合もあり、使用を嫌うお店もある。スーパーなどで動線を分けられればいいが、難  
しいところがある。

**【藤井会長】**

上越教育大学にも点字ブロックがあり、台車が動かないことがある。こういった情報  
がどこかにストックされ、引き出すことができればいいと思う。

**【松本委員】**

今の場合、条例では点字ブロックでないといけないとだめである。例えば絨毯と木、タイルと木  
など素材を替える場合、過去には県の住宅課と協議して了解を得て、ハートビル法を取  
ることができた。替える部分を事前に伝え、誰もが使いやすくなればいい。県は許可で  
きないが、上越市は認知的にいいということになれば、広がっていくと思う。国が決め  
たものを県はいじれないという話に必ずなる。その辺を変えていかないといけない。上  
越市には変えられる力がきっとあると思う。

**【藤井会長】**

事業No.60 の地域政策課の事業について、目標設定と評価は表裏一体である。ファシ  
リテーターの派遣要請は、ハードルが高く感じる。思い違いがあったと書かれている  
が、これ自体が相談支援になっていないか。それを目標にすればいい。

事業No.79 については、このままでいくと適合率が低いままで目標は達成しない。

**【地域政策課 白倉副課長】**

記載した目標は、新規 1 回、フォローアップ 1 回の両方の実施で達成という数値目  
標を設定している。実施に至らずとも、相談は受けている。計画に搭載されているほか  
の事業の目標設定の考え方との関係もあるので、ご意見も参考に検討する。

**【山岸委員】**

事業No.2 について、障害者差別の事案の情報収集に努めていて、実際に解決に結びつ  
いているとあるが、どのような事案があり、具体的にどのように解決したのか。

**【福祉課 橋副課長】**

令和5年度は差別解消法に係る困りごとの報告はない。令和4年度は精神に障害をお持ちの方がアパートを借りるため内見に行った際、障害を理由に内見ができなかった事例がある。それに対し、宅建協会に事案を報告し、差別解消に取り組んでもらうようお願いした。

**【山岸委員】**

上越市障害者差別解消支援地域協議会で報告しているのか。今年度は3月11日実施でまだ未実施だと思うが、それ以前の話としてあれば教えていただきたい。

**【福祉課 橋副課長】**

今申し上げた事案について、昨年度、上越市障害者差別解消支援地域協議会で報告させていただいた。

**【山岸委員】**

事業No.7の子どもの虐待・いじめについて、事件が起きてから謝罪の言葉を述べられているが、教訓が活かされていない。それだけ対応が難しいと思うが、勇気をもって家庭や学校に一步踏み込んだ対応が必要だと感じている。今年度のJASTからの関係者の派遣件数と解決できた内容などをお聞かせいただきたい。

**【学校教育課 加藤管理指導主事】**

学校から連絡を受ければ、JASTが出向き、学校の案件について対応している。本日は詳細な件数は持ってきていないが、年々増加傾向にある。解決するものもあれば、継続するものもある。

**【白倉委員】**

事業No.1「小学校でのユニバーサルデザインの事業実施」について、社会福祉協議会としても、行政とタイアップして、学校の福祉の授業の中でユニバーサルデザインの考え方について授業をしてきた。

社会福祉協議会には福祉教育推進事業があり、前年度の実績では、161回幼稚園・保育園、大学、地域の団体等に向けた意識啓発や人づくりに向けた福祉的な事業を実施している。事業をする上で大事にしていることは、その授業で終わらせない、リフレクション、習ったことをより行動に移せたかどうかをその後追跡により確認している。子どもたちと話し合っ、成果物を作るなど意識してやっているところである。リフレクションの成果があれば教えてほしい。

事業No.69に「避難行動要支援者」の記載があるが、最近、要支援者以外に要配慮者の表現で、配慮が必要な方にどういったサポートが必要か話題になる。要配慮者に対する取組で検討していることがあれば教えてほしい。

事業No.66の洪水ハザードマップについて、私たちもいろいろな地域に行って、防災についての意識啓発を行っているが、その中でハザードマップの読み取り方が分からない方が多くいる。行政側でも住民に向けた講座の開催もしているようだが、ハザードマップの読み取り方を取り上げたことがあるかお聞きしたい。

### 【多文化共生課 北山係長】

今年度は小学校 4 校で出前講座を実施している。小学 4 年生の国語の教科書でユニバーサルデザインが取り上げられていて、その導入として柿崎小学校から依頼があった。上杉小学校は、三和区の社会福祉協議会が授業で入っている中に参加した。富岡小学校はパラスポーツ体験の導入として依頼があった。

授業を受けて行動に移せたかどうかについては、当日使用するテキストの「宿題」の場面で、家の中のユニバーサルデザインを探すことや、自分の体験やこれからの行動を考える機会を作っている。行動に移せたかどうか調べてはいないが、学校からいただいた感想文で確認をしている。今後は追跡での確認もしていきたい。

### 【危機管理課 渡邊係長】

事業No.66 のハザードマップの取組については、全戸にハザードマップを配布し、個別に問い合わせがあれば対応しているが、読み取り方までは周知していない。

### 【福祉課 橘副課長】

事業No.69 について、避難行動要支援者の名簿作成は、昨年度まで高齢者支援課で行い、今年度からは生活援護課で行い、順次名簿の更新を行っている。避難行動要支援者には個別避難計画もあり、避難がスムーズに行えるよう取組を行っている。

要配慮者に対する取組について、要配慮者は、高齢者や小さいお子さん、妊産婦などと思われるが、指定避難所に避難していただき、必要に応じて配慮スペースに行っていただく。そこでの避難が難しいようであれば、適切な施設等に移っていただくなどする。

### 【堀口委員】

家族が対象者で数年前に福祉避難所の案内をもらった。それからしばらく連絡もなく、どうなっているのかと思っている。高齢者は日々状態が変化する。対象者の情報の上書きは頻繁にしてもらいたい。

石川県では福祉避難所が被災し、使えないことがクローズアップされている。障害者の中には、避難せず自宅にいることを選択して、サービスを受けずに耐え忍んでいる人もいる。福祉課も全部網羅するのは大変だと思うが、福祉避難所や二次避難ができない場合の次の体制も考えていただくと安心できる。

### 【福祉課 橘副課長】

ご意見として伺った。今後に生かしていきたい。

### 【藤井会長】

計画の中に、「障害のある人」、「心身に障害のある人」、「心身に障害を有する児童」などの表記がある。それぞれに意味があり、全部を統一する訳にはいかないと思うが、どのように使い分けているのか。

事業No.48 では「特別な配慮が必要な子」とあるが、目標のところに「集団保育が可能な障害のある子ども」という表記がある。集団保育が可能な障害のある子とは誰のことなのか、集団保育が可能でない子は誰なのか、その子には保育がないのかという誤解

を招いてしまわないか。

**【幼児保育課 田中係長】**

事業No.48の「集団保育が可能な」という表現については、家庭以外の保育施設において、障害があったり、配慮が必要な子どもに対しても加配等によって保育を実施するという目標であり、誤解を招くということであれば、「保育園等において配慮をしながら保育を行っていく」という表現に変更したい。

(2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画(案)について（公開）  
＜資料No.2-1、2-2について説明＞

**【佐藤委員】**

事業No.62の有償ボランティアの養成について、計画の欄に「各種団体等を対象とした説明会」とあるが、どういう団体に説明をするのか。

また、事業No.63の「地域に出向き」とあるが、連絡があった家庭に行くのか、町内会に行くのか、関係する会議に行くのか、どういうことを指しているのか。

**【高齢者支援課 橋本副課長】**

事業No.62の「各種団体」の回答は後ほどとさせていただきたい。

事業No.63については、町内会や老人クラブなどから高齢化率や一人暮らしの現状を教えてほしいとの依頼がある。また、退職者の組合や会社のOB会から声がかかることがある。見守りの仕事の説明や意見交換をしている。次年度も行っていきたい。

**【青木委員】**

事業No.22のワーク・ライフ・バランス推進のための補助金について、子育て支援の立場からもワーク・ライフ・バランスの推進は大切なことだと思っている。中小企業の担当者からは、気持ちはあるが人手不足でお金もなく、なかなか推進できない実情を聞く。補助金を新設することで、どれだけの増加が見込まれるのか、数値の設定まではいかないまでも、目標が見えるといいと思う。

**【産業政策課 廣川副課長】**

ワーク・ライフ・バランスの各企業の取組状況には温度差があるのは事実である。

どの企業に聞いても、定年を迎えた職員の補充が追いつかない中で、新しい人材を採用するにしても、こういったことに目を向けて行かないと上越地域で生まれた子どもたちが大学などで市外に離れて戻ってくるインセンティブが働かないとの声があり、企業の取組を後押しする補助事業を始めることとした。

目標に関する考え方の一つとして、新潟県で子育て関係の制度としてハッピーパートナー企業制度がある。令和5年度は市内の企業グループがまとまって申請したため10社ほど新規登録があるが、例年2、3社程度の新規登録であり、それほど大きなものとなっていない。補助の内容については、例えば、社会保険労務士に会社の就業規定や実態の改善を相談する手数料の補助を想定している。

目標は3社でスタートしたいが、需要が多いようであれば、別途予算措置も考えて

いきたい。また、制度を利用していただくための周知もあわせて進めていきたい。

**【松本委員】**

事業No.17 の録音図書について、450 タイトルと出ているが、今はアプリを使うと録音図書と同じ効果になっていて、多いところだと 700 万冊、小さいところでも 12 万冊以上のデータを持っている。アプリの発達によって、利用者数は減少傾向にあるのか。

**【多文化共生課 北山係長】**

本日、担当課が出席していないため、確認し後日回答させていただく。

**【松本委員】**

アプリにより、この 450 タイトルは意味をなすのかと思い、質問させていただいた。また、事業No.66 について、1 月 1 日の津波により災害予防や災害時の対応で変わってくるものがあつたかを教えていただきたい。

**【危機管理課 渡邊係長】**

1 月 1 日の地震については、今検証を行っているところであり、まとめきれていない部分もあるため、現段階で変更等はお伝えできない。今後、整理した上で皆さんにお伝えしていくことになると思う。

**【松本委員】**

地震直後、長野方面がとても渋滞した。あらい道の駅に避難していたようだ。一時避難、初期避難的な部分で、そういったところの避難所を推奨して上越市の避難所マップに掲載しているのか。

**【危機管理課 渡邊係長】**

洪水ハザードマップは来年度に更新予定である。避難場所は、ハザードマップに記載しているが、今回の津波の検証をする中で、必要な部分は追加していくことになると思う。こちらも検証中であり、現時点での見解はお伝え出来ない。

**【山岸委員】**

事業No.85 の住民主導型コミュニティ交通事業負担金について、公共交通機関はわりと幹線道路沿いであつて、地方に行けば極端に乗り場まで遠い。高齢者や障害者が歩いていくのはとても無理である。基本的には、ドアツードアでないと利用ができない。

この辺を補ってくれるのが、NPO 法人などによる福祉有償運送だと考えている。新聞にも載っていたが、300 人ほど会員がいた NPO 法人が事業として成り立たず、年内で閉めてしまった。上越市でもそんなことがないように、有償運送を育成してもらいたい。柿崎では、はまなすバスが運行して、非常に役立っていると聞いている。ぜひ支援していただきたい。

**【交通政策課 木南副課長】**

住民主導型コミュニティ交通事業負担金は福祉有償運送とは違うものになる。この事業は、交通空白地の自家用有償運送事業に対する負担金で、柿崎のはまなすバスはこ

ちらに入る。

今、公共交通の計画を作っていて、どうやったらバスを維持していけるか、全く利用のないものは廃止を含めて考えているところである。

ただ廃止にすると、定期的には利用しないが、時に使いたい人の生活交通が成り立たない場合がある。地域に合った方法で移動手段を確保するため、地域でやってくれる団体が出てきて、柿崎の例でいうと柿崎まちづくり振興会が手を挙げてくれて、地域で予約を受けて輸送している、その輸送に対しての財政支援がこの補助金である。

他の地域では予約型コミュニティバスの導入を始めたところもある。バス停をきめ細やかに設定し、なるべく近くまで行けるようにしている。

福祉有償運送も市内でいくつかやっている団体もある。

地域ごとにどういった移動手段がいかを話しながら進めているところである。

#### 【堀口委員】

乳幼児と高齢者の口腔ケアは力を入れてもらっているので、評価できるところである。障害のある方の口腔ケアは全く手つかずの状態、気がついたら手遅れで、ほとんど歯がない、歯周病が進行していてもなかなか歯医者に行かない。そういった方が身近にいる。地域包括支援センターなどで支援を行っていただきたい。

#### 【健康づくり推進課 岩野上席保健師長】

障害者の方の口腔ケアについては、休日・夜間診療所の中に障害者歯科センターが数年前から設置されていて、必要な方にはセンターで治療をする事業が始まっている。そういったところの活用について広く周知をしていきたい。

#### 【堀口委員】

全く歯医者に行かない人が多く、高齢の方もそうだが、痛みを感じない。虫歯も進行しない限り歯医者に行かない。実際口の中がどうなっているか、関心がない家庭も多い。口腔ケアはすごく大事な健康増進、健康維持、生活習慣病予防の大事な部分なので、地域包括支援センターの支援の一つとして、障害のある方も口腔ケアについて、丁寧な支援体制を作っていただきたい。

#### 【健康づくり推進課 岩野上席保健師長】

高齢者の方や障害者の方には、地域包括支援センターと連携しながら、これまでも口腔ケアの重要性の話をしているが、痛くない、生活に支障がないということで歯科医院にかからない実態はある。こういった実態を含めて引き続き啓発を行っていきたい。

#### 【松本委員】

事業No.7 のいじめ、虐待の予防に関しては対応していただいて問題はないと思うが、世界の中で年齢が上がってくるといじめは数量的に減ってくる傾向があり、十何年前に比べて一番いじめの件数が減っているのはイタリアだという情報がある。イタリアでは、いじめと密接に関係するのはDVであるのは明らかで、日本人の国民性とヨーロッパ人の国民性は違うので何とも言えないが、DVを受けた子どもが加害者になっているという情報もある。いじめをした子どもに対してのケアはどうなっているのか。

**【学校教育課 加藤管理指導主事】**

先日、いじめに関する会議があり、その中でも同じような内容が話題になった。いじめられた子のケアだけでなく、いじめた子のケアも大事ではないかとの意見であった。いじめの事案で複雑になると J A S T も入るが、いじめた側の家庭への指導やケアを行い防止に努めている。

**【藤井会長】**

事業のNo.22 のワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金に関して、企業等が組織の自己評価を適正に行うための支援はあるのか。誰が評価しているのか、誰にチェックしてもらっているのか、手続きはあるのか知りたい。

**【産業政策課 廣川副課長】**

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金は、企業が自分で就業規則を見直す、会社の働き方を考えるときに、外部の専門家にアドバイスや支援をいただく場合に発生する手数料などに対して支払う補助金である。

それぞれの制度では、申請時にはチェックリストや実績などの資料を提出することになっている。国において申請内容を確認して認定となるが、社会の確認が認定のプロセスの中に組み込まれていると承知している。

**【藤井会長】**

こういった事業があることは分かっているが、外部評価についてもそれが適正なのか、誰が評価しているのか、どんな項目があるのか、誰に調査しているのかということも、情報提供いただけるとありがたい。

**【産業政策課 廣川副課長】**

国で設けたいろいろな制度自体、全国的にはこれからというのが実態である。新潟県のハッピーパートナー事業であっても、県内で1,500社程度、上越市内でも81社しか取っていない。

その他、厚生労働省の制度も全国的にも1,000社から2,000社程度である。全体的な企業の数からすると、これからだと思う。それぞれの制度のハードル自体も高い。労働者側からすると、そこにたどりつくまでに企業側の意識啓発も出てくると思う。実感していただけるようにするのも国の施策の方向性だと思う。我々も地元の企業が取り組み、市民の皆さんから実感してもらえよう取り組んでいきたい。

**8 問合せ先**

総合政策部 多文化共生課 TEL : 025-520-5681

E-mail : kyousei@city.joetsu.lg.jp

**9 その他**

別添の会議資料も併せてご覧ください。